

○渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領

令和3年7月19日

告示第39号

(目的)

第1条 この要領は、村民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを無くすため、村内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動（以下「地域猫活動」という。）を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」のさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「飼い猫」とは飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 「飼い主のいない猫」とは特定の飼い主がなく、地域に住みついている猫をいう。
- (3) 「地域猫」とは特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 「地域猫活動」とは地域住民の理解を得た上で、ボランティアグループ等が、地域に住みついた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のことをいう。
- (5) 「不妊手術」とはオス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術のことをいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、不妊手術をしようとする者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者。
- (2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す者。ただし、多頭飼育者本人及び親族は除くものとする。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提で、飼い主のいない猫。
- (2) 飼い猫にする予定で、飼い主のいない猫。
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫。
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫。

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書（様式第3号）により通知し、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (2) その他村長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）を提出するとともに、利用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

(免責)

第9条 村長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

さくらねこ無料不妊手術チケット申請書

年 月 日

渡嘉敷村長 殿

住所 渡嘉敷村字(渡嘉敷・阿波連)

氏名 ㊞

電話番号

下記のとおり渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領に基づき、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、交付条件に同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 捕獲場所

2. 申請枚数

_____枚 内 訳 (オス _____頭) (メス _____頭)

3. 交付条件

チケットにより飼い主のいない猫への不妊手術を行うに当たり、また今後も給餌を続けるに当たり、近隣住民に迷惑をかけたり、周辺の良い生活環境を損なったりしないよう、以下のことを実行すること。

チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。

餌の与え方

- ・ 餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけを与えること。
- ・ 置き餌(餌の放置)はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片付けること。

トイレの設置・ふんの清掃

- ・ 猫のトイレを設置し、ふんの回収・清掃を行うこと。
- ・ トイレ以外にふんをした場合は、回収・清掃を行い周辺の清潔を維持すること。

さくらねこの理解普及

- ・ 不妊手術の際には猫の耳先をV字カットすることに同意すること。
- ・ 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めること。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

渡嘉敷村長

㊤

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付については、下記のとおり決定したので、渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領第6条の規定により通知します。

記

1. 交付枚数

_____枚 _____ ~ _____

2. 交付条件

- (1) チケットの利用に当たっては、渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領及びさくらねこ無料不妊手術チケット申請書に記載された事項を守ること。
- (2) 不妊手術が終了したら速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書を提出すること。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

渡嘉敷村長

㊤

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書

年 月 日付けで交付した、さくらねこ無料不妊手術チケットについては、利用方法が著しく不相当と認められるので下記のとおり返還するよう、渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領第7条の規定により通知します。

記

1. 返還すべき枚数

_____枚 _____ ~ _____

2. 返還期限

年 月 日 まで

様式第4号(第8条関係)

さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

年 月 日

渡嘉敷村長 殿

住所 渡嘉敷村字(渡嘉敷・阿波連) _____

氏名 _____ ㊦

電話番号 _____

下記のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用したので、渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領第8条の規定により報告いたします。

記

1. 交付枚数 _____ 枚

2. 利用枚数 _____ 枚

内訳 オス _____ 頭

メス _____ 頭

3. 返却枚数 _____ 枚

4. 利用詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)